

令和7年2月26日  
あんしん少額短期保険株式会社

## 令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害等に対する金

### 融上の措置について(第2報)

この度の令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪による災害等（災害のおそれを含む）より生命または身体に危害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。令和2年2月17日の第1報に引続き青森県の6市3町1村に対して災害救助法の適用が決定されましたのでお知らせいたします。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者の方からお申出を頂いた場合、以下の特別なお取扱いをいたします。

#### 1. 保険料のお払込みについて

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害によりお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

#### 2. 保険金・給付金の簡易迅速なお支払について

お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

#### 3. 災害救助法適用地域及び適用日について

	適用地域	適用日
【新潟県】		
	南魚沼市	2月20日
【青森県】		
	青森市、弘前市、黒石市	2月25日
	五所川原市、つがる市、平川市	2月25日
	西津軽郡鰺ヶ沢町、中津軽郡西目屋村	2月25日
	北津軽郡板柳町、鶴田町	2月25日

**【お問合せ先】**

お客様相談室 通話無料 0120-685-336

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

以上